

測量調査業務委託 玉諸小学校校庭拡張等事業

特 記 仕 様 書

第1章 総則

(適用)

第1条 受託者は作業の実施に当り、契約書、本仕様書、設計書、「国土交通省公共測量作業規程および運用と解説」、山梨県測量作業要領（以下「規程等」という。）、山梨県用地調査委託業務処理関係例規集及び関係法規を遵守しなければならない。また、作業に必要な書類の作成に当っては、国土交通省公共測量作業規程記載要領に準拠するものとする。

2 この特記仕様書は、山梨県測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠する仕様書でいう特記仕様書で、測量調査業務委託 玉諸小学校校庭拡張等事業（以下「本業務」という。）に適用する。

3 本業務は、(委託業務の名称)

平成30年度 測量調査業務委託 玉諸小学校校庭拡張等事業
(委託業務の場所)

甲府市 上阿原町 地内

業務に適用し、本特記仕様書は共通仕様書を補完する。

(作業範囲)

第2条 本業務の作業範囲は、別途図面に示すとおりとするが、詳細は現地において指示するものとする。本仕様書の第5条に記す目的を達成するにあたり、設計書記載の業務内容について、計上数量を超えて測量・調査等を行う必要がある場合は、原則として受託者の責任と負担において実施するものとする。

(土地への立ち入り等)

第3条 共通仕様書第117条によるが、現地作業は事前に監督員に作業開始日を連絡するとともに、土地等への立ち入り確認を受けるものとする。

(安全等の確保)

第4条 共通仕様書第133条により、本業務中の安全確保に努めるものとする。

第2章 業務内容

(業務の目的)

第5条 本業務は、玉諸小学校校庭拡張等事業の用地取得及び物件補償等を実施していくため必要な資料を得るための測量作業及び補償算定作業であり、業務目的を十分に把握し、目的を達成するものとする。

(作業内容)

第6条 本業務の実施にあたり、作業範囲における過去の成果品（平面図・基準点等）を貸与するが、今回の測量で使用する既設基準点については、第7条・第8条・第9条における測量業務着手前に、座標値の観測・測定を実施し、監督員にその結果を報告するものとする。

第7条 基準点測量

本業務における基準点測量は、4級基準点測量とする。

なお、原則として設計通りとするが、付近に基準点がなく4級基準点による設置が困難な場合には、請負者の責任と負担において電子基準点等を利用して基準点を設置することとする。

第8条 用地測量

本業務における用地測量においては、次に掲げる測量を行う。

(ア) 作業計画

用地調査業務の実施に伴う作業計画書の作成を行うものである。

(イ) 資料調査

公図の転写の作成。

(ウ) 境界確認

用地確定に必要な土地の境界杭を復元し、土地所有者及び利害関係人の確認を基に確定し、土地境界立会確認書等の作成を行うものである。

(エ) 境界測量

基準点等を基準とし、境界杭等の位置を測定する。境界確認で決定された地番毎の筆界線と境界線との交点を計算してプラスチック杭を設置する。

(オ) 面積計算

土地の面積を求める範囲は、起業用地・残地とするが、一筆の土地に異なる権利者があるときはその権利者毎に求積する。

(カ) 用地実測図原図等の作成

用地実測図には、基準点及び境界線（官民、所有権、借地権等）、面積計算表・各筆の地番、地目、土地所有者及び借地人等氏名・境界辺長・隣接地の地番・用地取得線・現況地目・杭の表示（用地境界仮杭）・方位、測量年月日、市町村名、大字名、字名、縮尺等を記入するとともに、測量従事者名を記入する。また、平面図と横断図とを作成する。

第9条 現地測量

地形図の縮尺は、1/500程度とする。

区域は、 $A=20,000\text{m}^2$ の範囲とし、測量区域内地形図・地物の双方を表現した現況平面図を作成する。

第10条 建物等の調査

附帯工作物（立竹木を含む）及び移転雑費の補償算定業務を行う。なお、詳細については担当者の指示に従うものとする。

(成果品の提出)

第11条 提出する成果品は、業務内容別に規定等により成果等の整理をして次のものを提出することとする。なお、提出にあたっては、監督員と協議を行うもの

とする。

- (1) 測量成果簿・・・・・・・・A4版
- (2) 図面・・・・・・・・A4版に折込み、成果簿に添付。
- (3) 原稿・原図・・・・・・・・原稿・原図は保管用品に納めること。
- (4) その他の資料・・・・・・・・打合せ協議書及び作業日誌、その他必要資料。
写真がある場合には、アルバムに整理する。
- (5) 報告書 A4版・・・・2部
- (6) 電子データ・・・・・・・・形式は監督員が指示する。報告書に添付すること。

※ ただし、公図及び用地実測図の成果品に関しては、平成30年9月14日までの提出とする。なお、成果品納入後であっても、成果品の内容に不整合があった場合には、速やかに修正業務を実施し、提出するものとする。